

湖西市農業委員会議事録 (3 月)

招 集 年 月 日	令和 7 年 3 月 14 日 (金)									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		3 月 14 日 (金) 午後 2 時 00 分				議長		山本 敬博	
	閉 会		3 月 14 日 (金) 午後 2 時 21 分				議長		山本 敬博	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 11 名 (欠席 3 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	▲	9	石田 勝典	▲				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	○	11	河邊 勝彦	▲				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会議録署名委員	5 番		小原 正通			8 番		鈴木 真聡		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長		木下 靖義			次 長		吉田 善行		
	副主任		朝倉 麻貴							
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 4 報告事項 報告第 9 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 10 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 その他 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

(令和7年3月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号1番森委員、9番石田委員、11番河邊委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ11人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会3月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号5番の小原委員、8番の鈴木委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は5件です。

申請番号5番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号5番、図面のNo.1です。申請地は XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX にある利用

権設定されている農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は■■■■にお住まいの方で4603 m²の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については、こ
でまりを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2
項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

松井委員 3月7日に池田推進委員と現地を回ってきまして、東側西側両方とも畑がありまして、既にパイプハウスが建っています。何ら問題は確認できないので、大丈夫だと思います。以上です。

事 務 局 続きまして申請番号6番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号6番、図面はNo.2です。申請地は■■■■にある農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は■■■■にお住まいの方で、6036.62 m²の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはピーマン、スティックセニョールを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。荻野委員、補足説明をお願いします。

荻野委員 3月6日に荻野推進委員と現地確認してきました。譲受人は元農業委員の■■■■くんのところで、東側と南側に■■■■くんのイチゴのハウスがあります。北側が道路、西側が畑というところになります。この現地も現在、ブロッコリー、大根、ピーマン等が植えつけられていて、耕作には何ら支障はないかなと思います。以上です。

事 務 局 続きまして申請番号7番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号7番、図面はNo.3です。申請地は■■■■にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は■■■■にお住まいの方で、46676.34 m²の農地を年間150日以上耕作し

ており、常時従事が認められます。権利取得後についてはキャベツを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

3月4日に事務局と現地確認してきました。道路に面したところには側溝がありますが、他は側溝がないので水がどうかというところはあったんですけれども、暗渠を入れるなど排水対策をしていただく計画が出ているということで、耕作に支障はなく、問題ないと考えます。以上です。

事務局

続きまして申請番号8番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号8番及び図面のNo.4です。区分地上権者は、[REDACTED]に本社を置き太陽光発電事業等を生業とする法人で、今回営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。審査をしたところ、農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

続きまして申請番号9番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号9番、図面はNo.5です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、10421㎡の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはキャベツを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。森委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

3月9日に小池推進委員と現地確認を行いました。申請地は既に耕作されており、耕作計画も問題なく、周辺農地との調和も取れていると思いますので、

許可について特に問題ないと考えます。ただ、北側の山林との境に排水路があるため、排水に注意してもらいたいです。とのこと。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第6号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。

申請番号1番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号1番、図面はNo.4および別添資料1です。賃借人は、3条の番号8番と同じ者です。この度、営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条で説明しましたとおり
[REDACTED] のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.63㎡の太陽光パネルを292枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地707㎡のうち支柱部分2.91㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は下部農地533.68㎡に榊が72株作付されており単収見込みは適当と思われます。知見を有する者の所見によると、2019年7月に植付けを行い、5年半が経ちました。植付け後、一部枯れが発生したため、水捌け状況を確認しました。2020年3月に浅く側溝を設け対応しましたが、水捌けの悪い箇所があった為、12月に側溝工事を行い、18本植付けました。2021年には害虫被害(カミキリムシ)により5本程枯れてしまいました。2023年6月に12本追加で植付けました。過去に植替えをした関係でサイズにバラツ

きはありますが2024年は問題なく成長しています。2025年1月には樹高150 cm以上、幅100 cm以上となったとのことです。今後も定期的に除草、剪定、消毒を行い様子を見ていくこと、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員 先日、夏目推進委員と現地を見てまいりました。今事務局が言われたとおり、榊の樹勢ですが揃いはなく、植替えをしたような短いものから、当時からあったような背の高いものまでバラバラであります。このところの雨と温度が上がってきたので、下草が青くなっていて、まだ背の高い草が生えているわけではありませんが、もう少し管理をされた方がいいかなと思いました。周りには特別迷惑をかけるような状態ではないので、このままでよろしいと思います。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第7号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書7ページをご覧ください。報告事項第9号について、農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書9ページ、10ページをご覧ください。報告事項第10号について、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が5件ありました。

内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 11 ページをご覧ください。報告事項第 11 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

続きまして、その他の「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」について事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」と書かれた別添資料をご覧ください。農業委員会においては、農業委員会等に関する法律の第 6 条第 2 項の規定による最適化活動を実施することが必須事務と位置付けられており、令和 4 年 2 月 2 日付け（3 経営第 2584 号）農林水産省経営局長通知により、毎年度最適化活動の目標を設定し、4 月末までに公表し、あわせて都道府県知事に報告することとなっているもので、令和 4 年度から実施しております。

それでは、1 ページ目をご覧ください。ここでは、農業委員会の体制と農家・農地の概要についてデータの更新を行っております。

次に 2 ページ目をご覧ください。Ⅱの最適化活動の目標では、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に分けて目標を設定しています。

農地の集積については、農業経営基盤強化促進法の第 5 条第 2 項第 4 号に基づく静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の集積率と目標年

度を記載することとされています。基本方針で定められている令和12年度の集積率80%を目標としており、今年度は328haを目標として設定します。

遊休農地の解消については、国の通知に基づき、解消目標は遊休農地5分の1としています。また、昨年度新規発生した遊休農地は全て今年度解消する目標としています。

次に、3ページをご覧ください。新規参入の促進については、新規就農者に対する農地の貸し付けについて同意を得る目標面積を設定することとなっています。国の通知に基づき、過去3年間の3条と利用権設定面積の平均の1割以上を目標としています。

最適化活動の活動目標については、昨年度と変更ございません。引き続き、月8回が目標です。些細なことでも記録を残していただくようお願いいたします。また、農地利用状況調査が行われる8月からを活動強化月間として設定し、随時期として、農地の集積の意向把握や新規参入の相談受付を目標として設定しています。

今年度も国の通知で示されている最低ラインに近い数値で算出をしております。高い目標となっておりますが、できるだけ目標に向かって取り組んでいきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ただいま、事務局から目標設定案について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

(意見・質問等がないか確認)

意見等もないようですので、目標設定案どおり進めていくことに決定いたします。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いいたします。

事 務 局

回りの定例会は、4月15日(火)午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

(その他連絡事項)

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 3 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 21 分